

R8.4.1~
記載例
(協議離婚)
※旧様式を使用する場合

令和8年4月1日から、離婚届の様式が変更されました。
これは旧様式の記載例です。旧様式を使用して協議離婚の届け出をされる方で未成年の子がいる場合は、子の親権に関する事項を記載した「別紙」も記入し、離婚届と同時に提出してください。「別紙」の記載例は裏面をご覧ください。
(未成年の子がいる場合でも、「別紙」をつけずに旧様式単体で届出することもできますが、記入方法が異なるため事前にお問い合わせください)

離婚届

令和 8年 4月 1日 届出
富山市 長 殿

受理 令和 年 月 日						
第 号						
本籍調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住 民 票	通 知

富山市役所 市民課戸籍係
電話 076-443-2075 (直通)

成人の証人2人を要します。

同時に住所異動する場合は異動後の住所を記入します(市外に転出する場合は富山市内の住所を記入)。
※別途住民異動届が必要

夫妻のうち、婚姻の際に氏が変わっていない方が筆頭者です。

実父母・養父母の氏名を記入します。

未成年の子がいる場合、親権に関する事項は「別紙」に記入し、「別紙」も同時にご提出ください。

いつからいつまで同居していたか記入します(まだ別居していない場合は、同居を始めた「年月」のみ記入)。

署名は必ず本人が自署してください(押印は任意)。

(1) 氏名	夫 トヤマ イチロウ 富山 一郎	妻 トヤマ ハナコ 富山 花子
生年月日	平成4年5月5日	平成2年3月3日
住所	富山市新桜町 7番38号-201号 TOYAMAアパート	富山市西町 5番1号
本籍	富山市新桜町7番地 富山 一郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 高岡 次郎 母 高岡 桃子	妻の父 立山 三郎 母 立山 梅子
父母との続柄	続柄 二男 続柄 養子	続柄 長女 続柄 養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
婚姻前の氏に	筆頭者でない方が離婚後に氏や戸籍をどうされたいのかにより記入方法が異なります(詳細は右記)	
同居の期間	令和元年12月から 令和6年2月まで	
別居する前の住所	富山市新桜町7番38-201号 TOYAMA アパート	
別居する前の世帯のおもな仕事	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を行っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業 3.企業・個人商店等(官公庁は別紙) 4.3にあてはまらない常用労働雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしていない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	まだ別居していない ← まだ別居していない場合に記入します。	
届出人署名	夫 富山 一郎 印	妻 富山 花子 印
事件簿番号		

署名	富山 太郎 印	立山 三郎 印
生年月日	昭和40年1月1日	昭和39年10月10日
住所	富山市新総曲輪 1番7号	富山県射水市新開発 410番地1
本籍	富山市新総曲輪 1番地	富山県射水市新開発 410番地1

◎押印は任意です。

■婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍にもどりたい場合

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

富山県射水市新開発 410番地 立山 三郎 ←婚姻前の戸籍の表示を記入

■婚姻前の氏にもどり、ご自身の新しい戸籍をつくりたい場合

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

富山市西町 5番地 立山 花子 ←新しく作る戸籍の希望する本籍地を記入(現在存在する地番を本籍とすることができます)。

■離婚後も婚姻中の氏を引き続き名乗りたい場合

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる → 同日77条の2の届出

この文を記載の上、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を離婚届と同時に提出してください。

なお、この文を記載していても実際に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が同時に提出されていない場合は婚姻前の氏にもどります。

届出に必要なもの

- ①窓口に来られる方の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
- ②(同時に住所異動する場合)住民異動届
- ③(同時に市外から転入する場合)転出証明書
※転出元でマイナンバーカードを使って特例転出をしたときはマイナンバーカード
- ④(未成年の子がおり、旧様式の離婚届を使用する場合)「別紙」(記載例は裏面です)

お子さまの戸籍について

子が離婚後の母(父)の戸籍に入るには、離婚届の提出後に家庭裁判所の許可を得たうえで、市役所に「入籍届」を提出する必要があります。詳しくは窓口でご相談ください。

連絡先 電話 080 (xxxx) xxxx
※平日の日中に連絡のつくところ

R8.4.1~

記載例 (離婚届の別紙)

令和8年4月1日から、離婚届の様式が変更されました。

旧様式の離婚届で届け出される方で未成年の子がいる場合は、離婚届と併せてこの「別紙」を記載し、離婚届と同時に提出してください。

協議離婚の場合は、夫と妻がそれぞれ合意のチェックを付けてください
※親権者指定の申立てをしている場合は不要です

夫と妻がそれぞれ署名します

該当する方にチェックしてください

別紙

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。
本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	親権指定の内容により記載が異なります(詳細は右記)	
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが④のようしるしをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 富山 一郎 印	妻 富山 花子 印

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。


離婚後の子育ての分担について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
取決めをしている。 まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
取決めをしている。
まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 
 法務省パンフレット 
 法務省の解説動画 

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

各欄に子の氏名(フルネーム)を記入します

①父母双方が親権を行う場合(共同親権)

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 富山 小春、富山 翔太
	父(夫)が親権を行う子
	母(妻)が親権を行う子
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	

②父母のどちらかが親権を行う場合(単独親権)

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子
	父(夫)が親権を行う子 富山 小春
	母(妻)が親権を行う子 富山 翔太
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	

③親権者の指定について家庭裁判所で申立て中の場合

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子
	父(夫)が親権を行う子
	母(妻)が親権を行う子
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 富山 小春、富山 翔太	

※署名やチェック等の記載漏れがあると、後日市民課へのご来庁が必要となる場合もございますのでご注意ください。